

開発事業等に伴う配水管布設工事に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、開発事業等において開発事業者（以下「事業者」という。）が直接施工を行う場合における、配水管の円滑な布設及び適正な管理を図るため、配水管の布設方法、負担費用、管理、基準及び取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 事業者が直接施工を行う場合は、次の各号の整合するものに適用するものとする。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に認めたものは、この限りでない。

- (1) 開発事業及び公共施設建設等に伴う配水管を布設するもの。
- (2) 「開発区域」及び「開発関連区域」内の道路に布設するもの。（既設配水管への接続を含む。）ただし、「開発区域又は開発関連区域」外の公道への縦断布設及び布設替、若しくは給水切替を伴う場合は、加古川市水道事業給水条例（昭和38年条例第11号）第23条の4の規定によるものとする。
- (3) 配水管口径が50mm以上のもの。

(工事の申請)

第3条 前条に該当する工事を行おうとする事業者は、前事に管理者と協議を行ったうえ、配水管布設申請書（様式第1号）を提出し、管理者の承認を受けなければならない。この場合において、配水管布設申請書は工事を行おうとする日の60日以上前に提出しなければならない。ただし、「開発事業」等の場合は、都市計画法（昭和43年法律第100号）32条の2の規定に基づく協議完了までに管理者の承認を受けなければならない。

(承認の通知)

第4条 管理者は、前条の規定により承認をしたときは、工事負担金（局経費）を算定し、配水管布設承認書（様式第2号）により事業者に通知するものとする。

(負担金の納付)

第5条 前条の承認を受けた事業者は、負担金を管理者が指定した期限内に納付しなければならない。

(承認の取消)

第6条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は当該工事の承認を取り消すことができる。

- (1) 管理者が規定した期日までに負担金を納付しないとき。
- (2) 当該工事が不適当または他に障害を及ぼすおそれがあると認められたとき。

- (3) 日時を規定して改造、補修または一部の撤去を命じたにもかかわらず、これを施工しないとき。
 - (4) 建設業法に違反したとき。
 - (5) 開発行為の許可が出ない場合。
- 2 前項各号の規定により工事の承認が取り消された場合、工事関係者に損害を生じて管理責任はその責を負わない。

(技術的基準)

第7条 配水管の設計及び施工については、厚生労働省監修の日本水道協会水道施設設計指針及び管理者の定める配水管布設工事施工指針（以下「施工指針」という。）並びに関係諸基準（消防法等をいう。）によるものとする。

(工事費の負担)

第8条 配水管の布設に要する費用は、事業者が全額負担する。

(工事の施工)

第9条 配水管の布設工事は、加古川市指定給水装置工事事業者のうち、建設業法第3条第2項に規定する管工事業及び水道施設工事業の許可を有し、加古川市入札参加資格者名簿に登録された者が施工しなければならない。

(連絡工事)

第10条 既設管との連絡工事は、開発区域内の配管工事が完了し検査に合格した後、管理者と立会いのうえ行わなければならない。

(工事の検査)

- 第11条 事業者は、配水管の布設工事が完成したときは、施工指針に定める関係図書を提出し、工事完成検査を受けなければならない。
- 2 管理者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を事業者に通知しなければならない。
 - 3 前項による検査の結果、不備の箇所がある場合は、事業者は自己の負担で整備しなければならない。
 - 4 管理者は、第1項の規定による検査のほか、必要に応じて随時検査を行うことができる。
 - 5 「開発事業に関する指導基準」に該当する工事については当該指導基準による。

(配水管の帰属)

第12条 事業者は、管理者に引き継ぐこととなる配水管等の水道施設については、無償で譲渡するものとし、工事完成検査に合格した日から7日以内に配水管寄附申出書（様式第3号）及び配水管保証契約書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による通知を受けたときは、配水管寄附採納通知書（様式第5号）により事業者に通ずるものとする。
- 3 「開発事業に関する指導基準」に該当する工事については指導基準による。

（保証期間）

第13条 管理者は、布設の引き継ぎを受けた日から1年以内に漏水、その他不備の箇所が認められた場合は、事業者に対して相当の期間を定めてその補修を請求することができる。

（文書の様式）

第14条 この要領に関する文書の様式は、管理者が別に定める。

（適用の特例）

第15条 この要領を運用することが不相当と認められる場合には、管理者は特定の定めをすることが出来る。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。